

意見書案第1号

意見書案について

別紙、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）法案に関し慎重な対応を求める意見書（案）」を議決されたく会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月14日提出

加西市議会議長 衣笠 利則 様

提出者	加西市議会議員	森元 清蔵
賛成者	〃	井上 芳弘
賛成者	〃	森田 博美

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）法案に関し慎重な対応を求める意見書（案）

政府は、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」を新設する組織犯罪処罰法改正法案を今国会で成立させようとしています。しかし、この「共謀罪」は、数々の重大な問題点、危険性をはらんでいます。

第1は、憲法で保障されている思想・信条、内心の自由を侵すものです。

「共謀罪」は、事件の前の「計画」を処罰するため、その内心（思想・信条）に踏み込んで捜査することになります。「話し合い・計画」だけでなく、処罰条件に「準備行為」を加えています。この「準備行為」の要件もその内容や範囲が具体的にでないため、捜査機関が「準備行為」と判断すれば、取り調べの対象になります。

第2は、「共謀罪」は、「テロ対策」どころか、広く市民、団体を監視することになります。対象となる「組織的犯罪集団」の定義があいまいで、会話や電話、メールでのやりとりの内容を捜査して、市民団体や労働組合も「犯罪集団」と判断され、処罰の対象にされかねません。

第3は、たとえ起訴されなくても捜査当局に監視されたり、事情を聞かれたりするだけで一般市民は委縮してしまい、社会全体が息苦しくなります。

日本は、テロ対策の国際条約をすでに13本批准し、これに対応する現行法でテロの未然防止、取り締まりは可能です。

人権の状況を調査・監視する国連の特別報告者は「プライバシーや表現の自由を不当に制約する恐れがある」とする書簡を、日本政府に送ってきています。

「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」の新設については、多くの国民が、表現・思想・内心を監視されるのではないかという不安をいまだに払拭しきれていません。

よって、国においては、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）法案に関し慎重な対応をされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成29年6月14日

兵庫県加西市議会